

8 番 清 水

受付番号第4号、議席番号8番、清水明でございます。

件名「放課後児童クラブの民間委託に向けた進捗状況は」。

令和3年第1回定例会において、放課後児童クラブの体制強化に向けた取組として、本年度中に運営を民間に委託されることが予算上承認されました。

しかし、具体的な計画が明示されておらず、放課後児童クラブがどのように変わるのか五里霧中の感が強い。そこで、未来ある子どもたちを預かる責任の重い放課後児童クラブの今後について質問する。

1、移行のロードマップは作成されているのか。作成されているとすれば、どのようになっているのか。

2、保護者に対する説明、預け先の変更の承諾等必要となると思うが、その計画は。

3、委託先の選定の状況は。議会も福祉教育常任委員会を中心に、この問題については強い関心を持って注視している。選定に支障が出ない範囲で途中経過を報告する考えはあるか。

4、指名入札の基準となる仕様書はできているのか。

5、民営化に伴い、より情報の共有が必要になると思うが、保護者代表、議会代表、有識者等を含めた第三者運営委員会を設ける必要があると思うがどうか。

6、令和3年度中に策定される「0歳から15歳までの一貫教育・保育基本方針」で担当課の一元化を図ることにより、放課後児童クラブはどのように位置づけられるのか。

以上を質問いたします。

議 長

答弁願います。

町長。

町 長

それでは、清水明議員から「放課後児童クラブの民間委託に向けた進捗状況について」の御質問をいただきました。

初めに、1点目の御質問の「移行のロードマップは作成されているのか。作成されているとすればどのようになっているのか」についてであります。令和3年度当初予算として、委託料については、下半期分である10月以降の6か月分について予算措置をさせていただきました。10月の移行を見据え、

そこから前2か月の8月、9月を準備期間とするため、7月末の入札、契約ができるよう準備を進めているところです。

次に、2点目の御質問の「保護者に対する説明、預け先の変更の承諾等必要となると思うがその計画は」についてであります。保護者に向けては、6月中に運営の委託化について、その後、入札を経て、8月に受託業者が決定したことや今後の運営について文書により説明する予定です。

また、預け先の変更承諾等については、委託後においても事業実施主体はあくまで町でありますので不要と考えております。委託の目的と保護者への説明としては、専門知識を生かしたサービスレベルの向上と支援員の人材確保が挙げられます。委託によって、子どもたちの環境が大きく変わることはありません。

次に、3点目の御質問の「委託先の選定の状況は。議会も福祉教育常任委員会を中心にこの問題については強い関心を持って注視している。選定に支障が出ない範囲で途中経過を報告する考えはあるか」についてであります。先ほど申しましたように、本件については入札案件となります。本町における入札は指名競争入札の方法であり、あらかじめ業種ごとに入札の参加登録をしている業者の中から指名して入札に参加していただき、落札した業者と契約を締結いたします。なお、指名する業者は、子育てに関連のある事業を行っている事業者を指名する予定です。

次に、4点目の御質問の「指名入札の基準となる仕様書はできているのか」についてであります。現在、7月末の入札に向け、仕様書等の準備を進めているところですが、仕様書における支援員の雇用契約に関して、受託者は現状で町が雇用している支援員を引き続き雇用することを基本とし、給与や福利厚生等の処遇を維持するよう条件づけをいたします。また、運営基準については、国の基準に準じた形で条例を定めておりますので、それを遵守するよう位置づけていきたいと考えております。

次に、5点目の御質問の「民営化に伴い、より情報の共有が必要になると思うが、保護者代表、議会代表、有識者等を含めた第三者運営委員会を設ける必要があると思うがどうか」についてであります。現在、町では放課後児童クラブに関連した会議体として、「子ども・子育て会議」を条例に基づ

き設置しております。これは、子育て支援団体や保育園保護者会、公募による町民委員等により構成され、放課後児童クラブ以外にも、様々な子育て支援事業について、山北町子ども・子育て支援事業計画に沿って進行管理と評価を行っているものとなっております。また、「子ども・子育て会議」は、放課後子ども総合プラン運営委員会を兼ねており、放課後子ども教室や川村小学校、教育委員会とも連携しています。

御提案にありました、放課後児童クラブの保護者代表はメンバーに含まれておりませんが、一方で、昨年度、保護者を対象に実施したアンケート結果において、保護者会は必要ないという結果が出ておりますので、この点について慎重に検討してまいります。

また、町議会で放課後児童クラブについて強い関心を持っていただいていることは承知をしており、「子ども・子育て会議」に議会からの選出はございませんが、福祉教育常任委員会や全員協議会で必要に応じて御説明・御報告させていただきたいと考えております。

なお、現在、町と支援員とで月に1回、課題や情報を共有するためミーティングを行っておりますが、4月以降は、現場との連携をより密にしたいとの考えから福祉課長も参加することにいたしました。これについては、委託化した後も、継続して行っていきたいと考えております。

次に、6点目の御質問の「令和3年度中に策定される『0歳から15歳までの一貫教育・保育基本方針』で担当課の一元化を図ることにより、放課後児童クラブはどのように位置づけられるのか」についてであります。放課後児童クラブは、留守家庭児童の健全育成の場として実施する事業です。それは、学童保育という別名が示すとおり、家庭的なくつろぎや他の学年の子どもたちとの交流を通して放課後の居場所づくりを図るものです。もちろん、子どもが自主的に学習を行うことを妨げるものではありませんが、教育という基盤はあくまで小学校における教育活動の中にあり、放課後児童クラブは、それに付随するものであると考えます。しかしながら、学校教育の補填とまではいかないまでも、放課後、夏休みなどで宿題をはじめ、英会話やパソコンを活用した学習などを行い、教育の側面を持たせ、小学校における教育活動に内包される形として放課後児童クラブを基本方針に位置づけ、一元化後

の担当課で所管することを検討してまいります。

議 長 8番、清水明議員。

8番 清 水 それでは、質問をいたします。1つ目のロードマップについてであります
が、失礼いたしました。ちょっと腰が重くなりまして。ロードマップですが、
6月に委託の説明をし、それで7月に入札、8月にその結果、事業所の結果、
決定を告げる。そして今後の運営について説明をするという御回答いただき
ました。

ここでは、8月のところで書面での説明ということですが、この時世です
ので、なかなか集めるということは難しいと思いますが、この6月の説明に
ついては文書での説明になるのでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 6月の御説明につきましても、コロナの関係もございますし、また日中お
仕事をされている保護者ということで、文書で説明をさせていただきたいと
いうことを考えてございます。

議 長 清水明議員。

8番 清 水 4月に入札、そして8月に決定ということではありますが、この作業につい
ては順調に進んでいるのでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 現在のところ順調に進んでございます。

議 長 清水 明議員。

8番 清 水 勉強不足ということでお聞きをするんですが、この委託業者を選定する選
定委員会ですか、町の。どのような方がメンバーとなっているのでしょうか。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 選定委員会については、町に指名委員会という組織がございます。ここは、
指名委員会の委員長は副町長が務めておりまして、事務局を財務課で持って
おります。ほかに選考委員としましては、新東名対策室長兼都市整備課長、
上下水道課長、農林課長、このメンバーで構成されております。

議 長 清水明議員。

8番 清 水 ということは、民間から選出した委員、外部からのそういった委員という
のは含まれていないということでしょうか。

議長 財務課長。財務課長 あくまでも内部の組織ですので、町の職員の管理職の中で構成をしてやらせていただいております。

議長 清水明議員。8番清水 この答申、決定をした答申ですが、これは重要な契約の締結に当たりますか。

すみません。ちょっと言葉が足りませんでした。要するにその決定については、執行の前提として、重要な契約については議会に諮るというふうになっていますよね。例えば工事関係等については事前に諮る。この事業所についての決定は、それに準じるのかというか、それとも重要な契約の締結の中に入るのか。ちょっと条文等見ると具体的なものは載ってないので確認ということで質問します。

議長 財務課長。財務課長 こちらの契約は業務委託契約となりますので、その条項には業務委託契約については含まれてないと解釈してございます。

議長 副町長。副町長 契約までのプロセスを申し上げます。

まず、1月、2月の段階で、こういう仕事が我々にはできるんだと、だからぜひ指名していただきたいというような届けを町に出していただきます。それは複数幾つかあっても構いません。そして、事業執行課、この場合、福祉課になりますけど、福祉課のほうでこういう事業を委託契約したいんだと。については積算すると、指導員の賃金がどのくらいになる、施設長の給料がどのくらいになるというようなことで積み上げたのを、消耗品がいくらになるとか積み上げたので合計金額はいくらで執行したいというものが来ます。そしてそれを最終的に町長は判断して、そうしたら入札にかけようという段階になった。じゃあ、入札にかける場合はどこの業者が指名するのかというようなことは私どもの役目になりまして、指名登録を指名してほしいという登録書を綿密にチェックしまして、過去の実績とか、多団体の実績とか、ほかの事業の実績とか全部調べた中で、複数の業者を選定した中で指名委員会というもので選定して町長の許可を得ます。

そして、その積算金額で金額だけでいいのか。または違う要素があるじゃないかというようなことを見た中で入札、入札の場合は金額になりますけど、かけてるということで業者が決定するということになって、契約という形になります。大まかですがそういうふうな流れになってございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 経過につきましては理解をさせていただきました。

それで、例えばAという事業所に決まりましたということになった場合には、これは議会に対しては報告ということになりますか。

議 長 副町長。

副 町 長 条例等で決まってる工事等は5,000万とか、物品は購入する場合700万とかいろいろ決まってますけれども、それには該当しないんですけれども、こういう重要案件ですので、議会に対しては全員協議会とかいろんな場で、こういう業者に決まりましたと、設定させていただきましたということは報告をさせていただきたいというふうに考えてございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 近隣の市町で、やはり同じように、公設民営化になったところがありまして、2年ほどで新たな委託先を選んだとか、あと非常に心配してるのは、学童保育専門の業者というのは少ないんじゃないのかとかいうか、正直言って、山北の中に指名されてる中ではないんじゃないのかなと思うところです。介護施設とか、そういうところが多分出てくると思うんですが、やはりその介護と保育は違いがあるので、その辺について、ぜひ留意をして選定をしていただきたい。それは余計なことかもしれませんが、子どもたちのためにぜひお願いをしたい。

次に、2の預け先の変更については、特に考えていないという御返答でした。確かに、町がつくって、それで今まで町が運営をしていた。今度は委託にするということですが、やはり、そのまるっきり同じということにならないと思うんです。今までは町が直接こう運営に入っていた。それが、委託先が入ってくるとすると当然ながら、委託先は、そこの方針があって、そのいろいろなことを調整をしながら決めるとは思いますけれども、当然ながら、今までと同じというふうにはいかないと思います。向こうには経営方針があ

る。だから、そのところでやはり違いがある。それについての保護者への理解を求めるといことは、私は必要だろうと思うんですが、それは必要ないということでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 委託をしましても、実施主体はあくまで町でございますので、その受託業者が入札で落札した業者には、8月、9月の準備時間の中で町が実施主体、発注者でありますので、町の指示に従うようにといったことも条件づけさせての入札となりますので、そういった事業者と町との間でそごが生じるということはないものと考えてございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 町と事業所との間の調整をします。したがってそごはないと言いますが、それ100%言い切れますか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 100%言い切れるというものではないんですが、町はこういうふうにしたんだということを強く事業所に求めます。そのとおりにやってもらうつもりです。ですので、そこで、そごがないという言い方をさせていただきました。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 確認ですが、町が考えているようにやってもらうということ、ということは、もしそれじゃ応じられないよと言ったら、また別の事業所を選ぶということになりますか。

議 長 副町長。

副 町 長 先ほど申し上げましたとおり、仕様書の中でしっかりとして応じられる、応じられないということでもありますので、仕様書の中で、こういうふうなことでやらないといけないということを仕様書でしっかりと規定させていただきます。その中でそれができないのであれば入札の辞退ということも考えられるかと思えます。ですが、入札を辞退しないでやったということは、町の仕様書どおりにやりますよということなんです。その後の話合いで、大きなそごが、大きな変更があった場合には、場合によっては必要に応じた中で説明会もしないといけないというふうには考えています。

以上でございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 その仕様書ですが、これは当然ながら、当然ながらという言葉よくないんです。適切でありませんが、公開されますか。

議 長 副町長。

副 町 長 これは、事業者が例えばですよ、4社が指名したら4社に仕様書が送られます。そういう形で、議会に必要があれば、その仕様書の一字一句は、説明はできないんですが、こういうものがあつたということは説明していきたいということでございます。

例えば、道路工事のときに、仕様書のときに、この工事のアスファルトは石を何ミリまでやるとそこまで全部書いてありますけど、そこまでは説明しないです。そういうような形でと御理解いただきたいと思います。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 ただいまの質問は、町が仕様書を作って提示をして、そのとおりにやってもらおうと。それでいいよというところを選ぶということですが、それを公開してくれないと、こちらでは判断が何ともできないというところなんです。どういうことを要求して、どういうふうな運営をしているのか。やはり、それは福祉教育常任委員会も、子どもたちがよりいい環境で過ごせるようにということで、やはり確認をしていかなくちゃいけない。そのところの担保は、ぜひしていただきたい。別段、町を疑っているわけではありませんが。

議 長 副町長。

副 町 長 お言葉なんですが、仕様書の中で規定した中で、福祉教育常任委員会というふうなお話がありましたけど、その許可を得ようとは思っておりません。あくまで町の事業です。ですが、細かなつぼはしっかりと説明をしていきたいというふうに考えています。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 言葉が足りませんで、すみません。

当然ながら、町の事業について議会が許可をするということはありません。私たちは予算決算については議案として扱いますけれども、ただ、やはり今までも少なからず問題があつたのではないかと。それについて、やはりそうい

うことはないように、やはりいろいろな機関が知恵を出し合ってやっていくということは必要だということで申し上げました。決して越権行為をするつもりではないということについては御理解をいただきたいと思います。

では、次に、5番目に入りますが、アンケートで保護者会は必要ないということで、これについては、議会のほうでもアンケート結果を見させていただいて、理解しておりますが、もともとは両親が仕事をしていて、子どもを見ることができない。だから、預けてもらいたいということで、共働き家庭や独り親家庭の自主的な保育過程として、これは始まっているのは周知のことではありますが、現在では少子化対策として整備した次世代育成支援対策推進法に基づく児童福祉法改正による子育て支援の一環ということで、最近では進んでいます。正直言って、親は当然ながら保護者会とか、とても関わってられないよというのは、正直なところではないかなと思います。でも、私は2年間の中で、もう少し親が関わっていかなければいけないんじゃないのかというふうに思っております。もう時間もない。ないもない。それで、運営指針には十分な情報共有をするというふうになってはいますが、朝送ってきて、帰りに迎えにくる。多分、その時間だけの中で、情報の共有をするというのは。しかもかなりの数がある。そうすると、とてもじゃないけど十分な情報共有はできないのではないのか。でも、働く者としてはそんな時間はとれないよというのですが、私はもう預けているからお任せしますよということで過ごしていった方がいいのか。やはり親としては、もうちょっと実態を知るようなことを考えていかないと、アンケートで保護者会は必要ないということで、じゃあいいやということで済ましていいのか。私はもうちょっと情報の共有をするような場を親にも責任をもってもらわないといけないと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 おっしゃっていることは大変理解できるのですが、現実的にアンケートの結果、保護者会を立ち上げたほうがいい、必要があると回答をされた方は一人もいませんでした。議員さんがおっしゃられるとおり、皆さんお忙しいということで、むしろ、なぜ今、保護者会を立ち上げたほうがいいのかどうかというアンケートをなぜ今するのだと、そんな必要ないではないかというふう

なことで、かなり拒否感が強いなというアンケートの結果でありました。

また、情報の共有の部分なのですからけれども、保護者会というものは立ち上げるのはちょっと厳しいかなと思うのですが、情報共有というのは、やはり当面やっていかなければいけないと思っています。今クラブに通っているお子さん、連絡帳を持って来ています。連絡帳に保護者が家にいるときの様子を必要に応じて書いて、支援員に伝えたり、あるいは支援員がクラブ内での過ごし方がこういうふうであったよということを必要に応じて伝えたり、そういったことで個別とはなりますが、お互いの支援員と家庭との間で情報の共有を行っている、交換を行っているというところでございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 私の言っているのは、実態が伴わない理想論かもしれませんが、やはり何というか、忙しいということで全てを丸投げしてしまっていていいのかなということについて、どっかで言わなくちゃいけないんじゃないのかというふうに思っておりますが、理想論だということと言われてしまえば、そこまでだと思いますが。その辺、何か工夫等は考えていられないのでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 重ねてとなりますが、保護者会というものの事態を立ち上げるのは現状では非常に難しいと考えています。先ほど申し上げた連絡帳というツールは、それはそれで実施をしていき、例えば半年に1回ぐらい保護者の方に児童クラブの現状を説明したいので、集まれる方だけでいいです。この時間にやりますので、集まってもらえないでしょうか、そういったことはできるかと思えます。そういったことは検討させていただきたいと思えます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 現在、放課後児童クラブに関連した会議体ということで、子ども・子育て会議を条例に基づき設置をしていると。これが、子育て支援団体や保育園保護者会、公募による町民等により構成されて、放課後児童クラブ以外にも様々子育て支援事業について行っているということですので、私がここで提案したものについては、屋上屋を重ねるようなものということで、これについては、提案しましたが、屋上屋ということで、これについては取下げをしたいというふうに思います。

最後の質問になりますが、6番目の0歳から15歳までの一貫教育、保育基本方針で担当課の一元化を図ると。あくまでも、放課後児童クラブについては、基本的に学習指導は行わないということがうたっています。そして、また、学童保育については学校教育ではなく、児童福祉法の第6条の3の第2項で子どもたちの保育を中心としたものについて行われるんだということです。町のほうでは、一元化をするということでやっていますが、ただ片方は教育、片方は保育というところで、ちょっとその辺の関連というか、どういうふうな形で位置づけられるのかということで、その辺について、もう少し説明をいただければ。

議 長

教育長。

教 育 長

0歳から15歳までの一貫教育・保育の中で、6月の3日に本年度の1回目の会議をもちまして、一元化の担当課、業務内容を検討しました。まず1回目でしたので、一つの案という形の中、どういう形でこれを資源化していくのかということで、話し合いをもったということでございます。課長会の後、そういう会を持ちました。今後その業務内容それぞれありますので、それらを精査して、どういう形でこういった一元化に課として運営していけばいいのか、そのところを今後さらに進めていくということでございます。そういった中で、一つの課の中で、例えば班編制もあるかと思います。一つだけ集約するのではなくて、二つに分けるということも、一つ方法としてはあるのかなというふうに思っています。ですから、0歳から保育園、こども園等も含めて、児童クラブ、あるいは放課後子ども教室、いろいろな子どもの教育や保育に関わるのところ、そのところを業務内容を確認しながらやっていく。そして、一つには大きな柱としては小・中学校の子どもたち、それからその辺のところを担当していくところが必要じゃないかなというふうに思っています。ですから、一つの全部をまとめて一つにするのか、あるいは班を二つにするのかと、これはもうちょっと検討する必要があるのではないかなというふうに思っています。ただ、子どもたちの子育て、あるいは教育、その関連のところは共通項として、一つのところで検討していくことが必要じゃないかなというふうに思っております。

議 長

清水明議員。

8 番 清 水 今の御答弁ですが、今後詰めていくということの中で、正直教育と保育でその辺をどうまとめていくのかということについては、また、ぜひ経過報告等をいただければなというふうに思っております。

最後に質問でございますが、民間に委託をするメリット、デメリット、前回メリットについては、指導員の確保が非常に大変であると、そのところは解決するだろうというふうなことをいただきました。そのほかに町としては、民間委託をするに当たって、メリット、デメリットはないのか。私は通常、民間に委託をするときには、経費の節減、これが大体出てきますけども、今回そうではありません。ということで最後に、もう一度メリット、デメリットについて、お答えをいただきたい。

議 長 副町長。

副 町 長 メリット、デメリットということなんですが、私も再三申し上げてまいり、経費の面で言うと、町が直営で雇っていたものが、いろいろ実施したほうが安いんです。しかし、町長の考え方で民間の視点を取り入れて、子どものために本当にやるにはお金も多少かかってもしょうがないということになっておりますので、これがデメリットと言えるかも分かりませんが、お金の面では今現在よりも経費はかなりかかっている。これが、メリットなのかデメリットになるのは、ちょっと非常に微妙なところなんですが、そのようなところで、もっと広い意味で全体に考えられるということを考えています。あとは、メリット、デメリットありますけれども、あと……。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 一つはおっしゃられたようにマンパワーの問題。支援員さん、高齢化が進んでいられる方も何人かいらっしゃいます。御存じかと思いますが、子どもはものすごく動きます。その動きについていくというのは、非常に大変です。そういった意味でも、委託化によって、必ずそうなるというふうに言い切れるものではありませんが、動ける支援員さんが来てくるということが期待できるんじゃないかと思えます。

あと、それから専門性の部分なのですが、子育てに関連する事業所ということで、専門知識を有している事業所に事業を委託するわけですが、そういったところに委託することによりまして、現在の支援員に対しての何

と言いますか、研修ですとか、教育といった部分で資質の向上が図れるということが期待できていると思っています。例えばになるんですけども、児童クラブにたくさん児童が通っていますが、中には問題を抱えた児童がいるわけです。その児童に対して、その児童のことを町や児童クラブはその子の状況や、その子の家庭のことをよく知っているわけです。ですが、その子に対して問題行動をどういうふうに対処していったらいいかというところは町にも福祉課に保健師がいますので、そういったところをフォローはしていくんですが、それでも少し欠けているところはあるのではないかなと思います。ですが、そういった部分でも今度事業所のほうは、その子の状況は知りません。当然知るわけがありません。知りませんが、そういった子どもに対する対応はこういうふうにするということがいいんじゃないかということを知っている専門知識を持っていますので、そういったところを町が持っているその子の状況、専門知識を持っている業者、そこが今後マッチングすれば、さらに今よりもいい運営ができていくのではないかと。そこは大きなメリットかなと思っています。

議
町

長
長

町長。

メリット、デメリットという話ではないんですけども、町の置かれているというんですか、全体的なところを見ますと、もう私が就任して10何年たちますけども、基本的には町の仕事というのはどんどん増えています。それをどうしても、今の人数でやっていくためには様々な民間委託、あるいは委託ということは避けて通れないことだというふうに考えております。だからといって、これをやっているわけではございませんけども、給食から何かいろいろなものがございます。質を下げないようにしながら、なおかつ皆さんに利用していただけるような、そんなようなことで進めさせていただいておりますので、放課後児童クラブについても運営主体は町でございますので、皆さんに安心して預けていただけるように、そんなような体制にしたいというふうに思っております。

議

長

清水明議員。

8 番 清

水

以上で終わります。